

十二月十九日

鳩巢

此書緊要之儀は無之候得共、麻疹時行天下統一統の躰、西は長崎より下は奥羽邊迄同様の由。八九月比風邪の時疫甚敷、其症相止無間又麻疹比屋打臥申候。兩三度に及び疹發申者も間々有之、死に至候者も有之候。江戸本郷・駒込兩邸の内迄にも千人に及候旨告來候。本藩伊豫守卒去の外、寺西宮内并御馬廻頭松田權太夫・定番番頭齋藤市丞等も、皆疹後に相果申候。

去年十二月天裂の變有之以來天氣不正、時疫も天行の驗かと存候故有増記置候。

一、御家人貸銀の儀室鳩巢來狀

辛多正月先生御來書の内追啓。舊臘當地御家人五百俵以下御奉公相勤候面々、下は與力并二十俵・三十俵取申下役等迄拜借被仰付候。五百俵に金三十兩、其より段々減じ私共二百俵にて十五兩致恩貸候。御役料三百俵は不預候。惣高十二三萬兩の儀と申候。當年より十年に返納仕筈にて候。當春儉約の法令急度可被仰出由、其迄の取續の爲に拜借被仰出由に候。其故小身の輩、舊臘は不存寄難儀に及不申候。下々難儀殊の外御苦勞に被遊、去年以

來段々御賑恤の上、又拜借被仰付御事忝御儀に奉存候。然處に此度恩貸の金を、直に惡所へ致持參候者有之由頃日承り、さてく敷か敷儀難默止候て、かな書的一篇當春録し置申候。此間小寺市郎右衛門殿より、歲旦の詩尋に仰遣候故、右かな書の物も一所に遣申候。大方市郎右衛門殿より御寫し被成候て、其元へも可被遣かと存候。左候は御覽可被成候。右の趣新八郎へも御物語被成可被下候。正月廿四日

一、獲字得字の儀室鳩巢來狀

大地宛への御書中孟子千乘の説は調置候間、重ての便に可遣候。學而篇は今四五枚に罷成右の氣分、且又舊冬以來寒氣別て筆難叶、延引申候。市郎右衛門殿調可給由御申候得共、跡先書こみ、他人見候ては中々わけ立不申候。とかく自身にわけ見え候様に、下書不致候ては埒明不申候。是は今少し御待可有之候。和暖に成候はゞ手痛も少は和可申候間、其時分不殘下書調可進候。千乘の説は先づ小寺氏迄可進候。

頃日門人寄合講習の時分、ふと氣付候て各へ爲申候候へば、何れも尤も申候間、乍序申進候。獲罪於天無所禱也と申事、獲字得字の差別御合點候や。得字は得失の得にて、

當分得る所にていふ詞にて候。獲字は得て居る上にていふ

詞にて候。人自非聖賢天理に違事毎々可有之候。其は得罪於天と申物にて候。然ども改候へば則それが禱るにて候。然れば得罪於天無所禱也とは難申候。獲字は日比罪を得て、我物にして居る事也。たとへば持病のごとく、罪を獲るものにして居ては、何程禱りても無益といふ事也。惣て獲字、一夫之不獲なども分限相應可得ほどを、常に得て居る事也。不獲於上も日比上の人の信用を得て居る事也。とかく當分得にてはなく、我に兼て得て居るを云也。先難後得とも有之、又先難後獲とも有之、少し意違ふべし。然れば當分理に背事は有とも、改れば少しも天意に違ふ事は無之、日比不改して常に罪を得て居る人は、可禱様は無之。是を以て見れば、常に恐れて惡の我物にならぬ様に可省事也。今の世人日比道理を背き、それをば其まゝ置て禱りて免れんとするは、大成心得違といふべし。此説よほど有益かと存候。只今迄獲字に氣付不申、うかと見候故、貴殿などは如何と存候て申遣候。已上。

正月廿四日

一、米價下賤と四民の景氣

或問。逐年米價下賤にして四民共に困窮に及びぬ。諸侯は參覲も難勤、農商は業を失んとし、諸士は奉公も難成に至りぬ、其故何ぞや。余謂く。菽粟如水火にして而も民困窮に及といふ事は必無の事也。是三歳の童も可知道理也。然に現在年々米穀下直に成て、却て四民の苦しみに及ぶは誠に不審の事也。夫の漢文景の時大倉の粟陳々相因、唐太宗時斗米三錢の効しありて、三代以來大平の御代と仰きしは却て偽の様に罷成候。是無他。米價と物價と不相應、本業末業抑揚失權、諸物の價偏重せる故也。屹度官より法令を下し、本業の諸價を抑へて下賤ならしめば、米價の賤は幸の幸とすべき者也。十餘年以前諸州の元價を始め、通商の物下直成様にと種々嚴密の御沙汰有之。御領國にも兩三度被仰渡、少々其効はあれども商賈の輩一圓不致心服、一過法令に恐怖して引下る迄にて、却て初めより高直に成事共も間有之ぬ。近年に至ては物價の儀は、天成の自然に任せ置可然と有之、只ひたすら米價の貴く可成筋の計策迄に成りぬ。而に彌日々下直に成、大阪の着米一石、二十二三星